

第843回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年11月4日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（16名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番（欠番）
7 番 澤田 誠規	8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 井垣 水里	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者（1名）

5 番 佐藤 千春

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局主査 中田 真由

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

○議 長 皆さんこんにちは。11月に入りましたが、まだまだ暑いぐらいで、朝晩の温度差が大分ありますので、体調管理には十分気を付けるようによろしくをお願いいたします。

また、今日この後コスモスがきれいに咲きましたので、耕作放棄地の看板を立てたいと思います。できる限り皆さんの参加をお願いしたいと思います。

それでは早速であります。会を始めたいと思います。

これより、第843回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

「議事録署名委員」の指名を行います。4番 山本 欣史委員、7番 澤田 誠規委員をお願いします。

(なお、5番 佐藤 千春 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 これより議事に入ります。

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。受付番号13番。場所は2ページに位置図をつけております。

大字芳奈、道の川地区です。国道56号線の芳奈口から県道353号線を北に進み、道の川地区集落付近の農地のうちの7筆になります。

譲受人は譲渡人から農地を借りて、耕作しておりましたが、譲渡人が遠方在住で高齢であることもあり、今回譲受人に譲り渡すことになりました。

取得後は水稻、野菜を作るとの計画が出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号13番について、芳奈地区担当の澤田委員から説明をお願いいたします。

○澤田委員 **【議案書をもとに13番朗読】**

26日、譲渡人に電話で話しました。よろしく願いますとのことです。

譲受人は、なかなか捕まえれんで、電話してから2日目くらいにかかってきて、こうこうでいうことで、申請しましたということでもよろしく願いますとのことです。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の1件は、許可することに決しました。

○議長 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。
議案書は1ページになります。申請件数は4件です。
受付番号8番について、ご説明いたします。
所在地 橋上町楠山 ページは4ページです。申請者自宅向かいの土地です。
申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に最適な日照が得られるため、太陽光発電施設を設置しようとするものです。
農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置面積は383㎡です。資金計画といたしましては、土地所得費100万円、太陽光発電施設設置費用1,500万円、合計1,600

万円、これら全てを自己資金で賄う計画です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号9番。

申請場所・所在地は先ほどの隣接地となります。太陽光発電施設を設置しようとするもので、農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置面積は 307 m²です。資金計画といたしましては、土地所得費 100 万円、太陽光発電施設設置費用 1,400 万円、合計 1500 万円、これら全てを自己資金で賄うことになります。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号10番。

申請場所・所在地は同じく、先ほどの2筆と隣接しております。

太陽光発電施設を設置しようとするもので、農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画等必要書類も添付されております。こちらにつきましては、太陽光発電施設の設置面積は 274 m²です。資金計画といたしましては、土地所得費 100 万円、太陽光発電施設設置費用 1,500 万円、合計 1,600 万円、これら全てを自己資金で賄う計画です。

農地区分につきましては、先ほどの2筆と同様、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

今回の楠山地区における太陽光発電施設の設置は以上3件となっております。

最後に、受付番号11番。

所在地 山奈町芳奈 靴抜地区。5ページに位置図をつけております。芳奈老人憩の家から市道を進んだ住宅地の一角です。

転用目的としましては、申請者は、近隣の賃貸住宅にて3人世帯で生活をしていますが、子どもの成長とともに手狭になってきたことから、居宅の建築を計画しました。遠方に住んでいる所有者としては、管理が難しく休耕中であった本申請地を住宅建築予定地として選択したものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は 241 m²です。資金計画といたしましては、土地取得費が 150 万円、建築費（設計費

含む) 1,180 万円、合計 1,130 万円、これら全てを銀行融資、借入金になっております。

また、申請地の農地区分は、良好な営農条件を備えていて、10ha を超える集団農地がある、いわゆる第 1 種農地であり、原則として転用はできませんが、集落に接続して住宅を建築する場合には、これらの要件には当てはまらずに例外規定に該当(農地施行規則第 3 3 条第 4 号)するとの事で、転用は可能であることを、事前に高知県農業基盤課へ確認済みですので申し添えます。

今回の転用申請について説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きます、受付番号 8 番から 10 番について、楠山地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 **【議案書をもとに番号 8 番から 10 番朗読】**

譲渡人は、70 歳を過ぎでおりますが、山林で山の仕事ばかりしており、合間に家の前の田んぼを作っておりました。が、現在毎日中村の病院の方へ通っており、働くことはできないという相談を以前受け、楠山で誰か買い手がいないかという相談を受けまして、楠山で実際田んぼを作っているところは 3 軒しかありません。その 3 軒に話をしてみても、その 1 軒のところから、少し考えてみるということということで、譲受人にも話しましたが、何か月か経った後、ここは山の中腹でイノシシ、シカが出て荒らされるといことでちょっと難しいということをおっしゃりまして、こういう関係で太陽光発電をするということ、29 日に川島委員と現地に行きまして、本人とも確認をいたしました。また、譲受人には担当の者に電話して、間違いのないのをお願いしますとのことです。

以上、審議よろしくお願ひいたします。

○議長 続きます、受付番号 11 番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

○澤田委員 **【議案書をもとに番号 11 番朗読】**

これも、譲渡人に 26 日の日に電話かけましたら、2 日後に本人から電話がありまして、よろしくお願ひしますとのことです。

譲受人のこの住所は、芳奈口のアパート辺りやろうと、思うがやけど、

書いてないけん分からんけん、電話でええやろうということで、連絡をとりました。

ちょっとお願いがあるがやけど、譲渡人もなんか警戒しちよったかしらん、私の携帯の番号はどこで知ったがじゃろん、なんか言われたがやけど、代書屋の方には言うちよってもらえんやろうか。よろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 再々あるでね。確認する時に、なんで電話番号知っちゃうがろうか言われるけんね。

○事務局長 申請の段階でこういう流れがあるということを説明したうえで、確認の電話が入るということを、その旨伝えたいと思います。ありがとうございます。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとしますので、「議案第2号」4件は、意見を附して県に送付することに決しました。

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
今回1件です。議案書は6ページになります。
受付番号15番。申請場所 所在地 平田町戸内 登記地目 畑2筆。
7ページに位置図をつけております。
場所は、貝礎地区。市立貝礎隣保館から市道を進んだ住宅地のはずれにあり、周囲を農地に囲まれた一角の2筆です。平成11年頃耕作放棄し、現在駐車場と倉庫として使用し、現在に至っております。
申請者は、以前大工を営んでおり作業用の道具や資材を保管する倉庫を建築したものであり、その後、高齢につき仕事も辞めており、この度、土地を親族に譲り渡すこととなったことから申請を行うものです。
以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 続きまして、受付番号15番について、戸内地区担当の私より説明をいたします。
- 岩本委員 **【議案書をもとに番号15番朗読】**
日曜日の朝、井垣委員と現地を確認しました。説明のとおり、倉庫・駐車場となっており畑に戻ることは困難だと思われまますので、どうか審議をよろしく願いいたします。以上です。
- 川島委員 ちよっとかまんかね。
家とかそんなもんが建ちよって、非農地いうがかね、雑種地とかそういうものに切り替えるがやったらやけど、非農地にしても家が建ちよいうことやろ。まあ、変な話かもしれんけど、わしもあるところに土地を貸しちようわけよ。雑種地やったらすごい税金がかかるわけよ。倉庫ら建ってそのまま放棄して、今の非農地になるもんやったら非農地で税金払うちよって貸したらうんとええわね。結局非農地いうがは、山の奥で作るのも作れん、植林にも出来んいうところやと思うけど、こういうところは雑種地になるんやないか。そこのところが腑に落ちんがやけど。かまらったら説明してもらいたい。
- 事務局長 申請者はこちらに来るときに税務課にも寄っておりまして、現在の地目は、現況は宅地になっておるそうですが、課税当局と確認をした結果、次からは雑種地の方へ地目を変えるように聞いております。申請の段階では、ちよっと齟齬がありますが、こういう形になっております。

あと、申し訳ありません。先ほど議案の説明をさせていただいておりましたが、申請土地と表示、2筆ありますが、2番目の地番が正しくは隣地の番号が正しいです。申し訳ありません。以上です。

- 寺田委員 用途としては雑種地なりなんかでやりようわけやね。宅地かなんかで。
- 事務局長 なぜか現在課税は宅地でされてますけど、登記が勝っているときいていますけど、現地税務課の方見たところ、しっかりとした基礎じゃないみたいで。
- 寺田委員 課税はどういうふうな、農地として課税しちょう？
- 事務局長 課税は現在農地としてはしてなくて、宅地課税ですと来ておったと思います。それが、次の課税の期日である1月1日現在の状況に基づくということでもありますので、その時に宅地から雑種地の方に変更するというところで申請者と税務課の方で話がついているとのことですよ。
- 寺田委員 けど雑種地も宅地も課税価格は一緒じゃない？
- 事務局長 雑種地につきましては、一般的なものとしまして宅地の7掛けというふうにお伺いしておりますので、あくまでも宅地と雑種地を比べた場合は、雑種地の方が、いうことになります。
- 川島委員 その代わり、家を建てたら安くなる。
- 事務局長 居宅を建てたら、そういうことになります。
- 澤田委員 倉庫で置いちゃったら、高くなる。
- 事務局長 倉庫は居宅じゃないので。
- 川島委員 分かりました。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしとすることですので、非農地証明1件は、市に通知することに決しました。

(報告事項)

○議長 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (①高知県に送付した結果の報告について)
第841回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請(受付番号5号)について、県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市山奈町山田(一般住宅の建築・令和3年10月27日付け)

○事務局員 (②農業者年金制度改正について)
来年(令和4年)1月より農業者年金制度の改正がありますので、皆さまにお知らせいたします。
内容につきましては、お手元の全国農業新聞10月号外の、裏面、左下をご覧ください。

3点大きく制度改正があります。

まず1点目ですが、35歳未満で要件を満たす通常加入の方の保険料の下限額が1万円に引き下げとなります。時期は2022年1月1日からです。

次に、2点目ですが、農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。農業者老齢年金につきましては、65歳から75歳未満の間で受給開始時期を選択できるようになります。また、特例付加年金についても、受給要件を満たしていればいつでも受給時期を選択できます。時期は2022年4月1日からです。

最後3点目ですが、農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられ、20歳以上65歳未満となります。時期は2022年5月1日からです。

また、12月の宿毛市の広報に農業者年金の加入についての記事を掲載する予定ですので、皆様にお知らせいたします。

最後に、先日農業者年金の新規加入者が1名ありました。〇〇〇〇さんという方です。神有在住で、現在和田にていちごの栽培を行っています。新規農業就業者であり、政策支援の区分2にて加入となりました。加入推進名簿に記載はありませんでしたが、ご自分でJAのポスター・チラシや、インターネットを見て、JAに相談があり、そのまま加入していただくことになりました。加入時のアンケートによると、加入の理由は国民年金に上乗せできる、保険料控除等税制優遇がある、国庫補助があることとのことです。

先ほど説明した制度改正も踏まえ、広報活動等農業者年金の特徴を広く知っていただくよう働きかけ、1名でも多く加入者を増やしたいと思いません。委員の皆様もご協力よろしく願いいたします。

○濱田委員　　今の話、〇〇君ともう一人、二人と一緒に生活しようがよ、男の子二人。私は前から〇〇君にも入ってくれ言いよって、考えてみますいうて、神有おってオクラ作りよったがやけど、和田の方行って、〇〇さんのハウスをあれましたがよ。もう一人は入ってない？

○事務局員　　今回来られたのは〇〇さん一人です。

○濱田委員　　また言うてみるわ。農業委員会にも行ってもろうたらいいけんいうて。共同でやりようけん。

○寺田委員　　これ、死んだらどうなるんですか。

○議　　長　　一括でもらえるが？

○事務局長　　遺族の方に一時金が。

○寺田委員　　国庫補助金も含めた累積額を支出するわけ？やったらええねえ。国庫補助金もいままでの累積額が遺族にいくがやったら、普通の年金よりもはるかにええもんね。

○事務局長 手厚くはなっています。

○事務局員 (③グリーンパイアの試験栽培の報告について)

議案送付時に案内しておりましたが、グリーンパイアの苗の注文を本日取りまとめいたします。既にいただいている方もいらっしゃいますが、本日提出された委員の皆さまの分を11月上旬に営農センターへ苗の注文をしますので、よろしく願いいたします。

(④次回会議の日程(11月26日(金)))

次回総会の日程についてお知らせいたします。11月26日(金)開催の予定です。提出議案の締め切りは11月2日(火)、議案送付は11月19日(金)の予定です。よろしく願いいたします。

(⑤人・農地プラン座談会開催予定(案)について)

※はじめに、配布資料の確認を行います。

- ・地域農業の将来を考えてみませんか(パンフレット)
- ・「人・農地プランの実質化」にかかる座談会の開催 案内通知文(案)
- ・座談会の次第(案)
- ・地域座談会日程表(案)

「人・農地プラン」は、各地域への話し合いにより、それぞれの地域の中心となる経営体や、生産基盤となる農地を将来どのようにしていくかなどをまとめたプランで、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

この「人・農地プラン」について、地域の話し合いを活性化し、より徹底した地域の話し合いに基づいたものとするため、「人・農地プラン」の実質化にと取り組んでいるところです。

「人・農地プラン実質化」までの流れについては、これまでに実施した地域内の農業者のアンケート結果や、地域の農業の状況を踏まえ、地図化により現況を把握し、地域における話し合いを経て、新たな「人・農地プラン」として公表します。

今後の計画といたしまして、本日配布しております日程表を参考に、市内を12エリアに分け、順次準備が整い次第、来年3月末までの向こう残り半年を切っていますが、取り組みを進めて行きたいと考えております。

計画では、案といたしまして、最初に平田地区からスタートすることとし準備中です。出席者として、委員の皆さま、事務局の他に、産業振興課、振興センター、農協、高知県農業公社からそれぞれ参加を予定しております。

座談会で使用する、地図や資料は事務局で準備を行います。

委員の皆さまの役割として、各担当地区における座談会への出席をはじめ、事前の参加者への呼びかけ、座談会での意見調整など、積極的な関わりをお願いしたいと考えております。

今後各担当地区にて座談会を計画しておりますが、開催日など事前調整にあたり委員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

○議 長 ほかに何かありませんか。

○稲田委員 グリーンパイアの栽培地のことですが、畑地やったらかまんがやるか。

○浦田委員 日当たりのええところやったら。

○議 長 終わりましたら、順次看板の設置行きますので。行ける方、なるべく全員お願いします。

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第843回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年11月4日

会 長 岩本誠司

農業委員 山本欣史

農業委員 澤田誠規